

## 閣議決定計画に基づく関係省庁連絡会議の設置

- PCB廃棄物処理基本計画(平成28年7月26日閣議決定)
  - 政府自身が保管・所有する高濃度PCB廃棄物等について率先処理を進めるため、各省庁において、保管・所有状況の調査、実行計画の策定等の取組を進めていくことを規定。
- 関係省庁連絡会議の設置(平成28年11月15日)
  - 関係者の密接な連携の下で基本計画に基づく取組を進めるため、各省局長級で「PCB廃棄物の早期処理に係る関係省庁連絡会議」を設置。

## <関係省庁連絡会議におけるこれまでの取組内容>

### 1. 関係省庁における実行計画の策定

- ◆ 昨年度以降、全ての省庁において実行計画を策定。

### 2. 政府機関等における保有状況の調査・公表

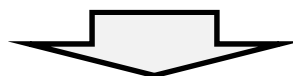
- ◆ 昨年度末及び本年度9月に各省庁の保管・所有するPCB廃棄物等の状況について取りまとめ、公表。

### 3. 北九州事業エリアの変圧器・コンデンサーに係る最終確認

- ◆ 昨年以降、実行計画に基づき各省庁において最終的な確認を実施。
- ◆ その結果を踏まえ、北九州事業エリアの変圧器・コンデンサーに係る政府の取組状況について、昨年9月に率先実行はほぼ完了していることを各省庁で確認し、取りまとめ。

### 4. 一般への広報及び関係団体等への周知

- ◆ 残り500日、1年等の節目に新聞、テレビ等を活用した広報とともに各省庁のSNS等により一斉周知。
- ◆ 1,000を超える所管業界団体等に対して、処分期間内の早期処理に関する周知徹底を文書で通知。



## <今後の取組>

- ◆ 今後、毎年秋頃に政府全体の保管量等を取りまとめるとともに、他地域でも率先して取組を実施。
- ◆ さらに、安定器・汚染物等についても、効率的な調査方法の検討を進めた上で、順次取組を実施。